

2 . 阿蘇草原再生の対象

(1) 対象に関する基本的な考え方

阿蘇の草原は、放牧や採草、野焼きなどを行うことで利用管理されている、ススキやネザサを主体とする二次草原である「野草地」と、農畜産業の生産性向上のために土地を改良し牧草を育てている「人工草地」に分けられます。野草地と人工草地には大きな違いがあり、千年の間、人々に豊かな恵みをもたらしてきた、阿蘇本来の豊かな草原の生態系が存在しているのは野草地です。このため、阿蘇草原再生では、「野草地」の保全・再生・維持管理を目指していきます。

阿蘇の草原は、農畜産業とともに維持されてきたものであり、阿蘇の草原を再生させるためには再び農畜産業に元気を取り戻してもらうことが必要です。人工草地は、阿蘇草原再生の直接の対象にはしませんが、野草地と人工草地のバランスに配慮しつつ適切に管理することが、阿蘇の農畜産業を活性化させ、野草地の生態系の質を改善向上させることにもなるので、連携して進めます。

(2) 対象区域の範囲

阿蘇草原再生の活動の対象とする区域(「阿蘇草原地域」)は、熊本県阿蘇市及び阿蘇郡(南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村)内の草原及びその周辺とし、過去に草原であった場所も含むものとします。

阿蘇草原再生の対象区域

